

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部学校給食用食材納入業者登録実施要領

静岡県学校給食会浜松支部
(平成24年4月1日)

第1条 目的

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部（以下「浜松支部」という）が調達をおこなう学校給食用食材を納入する者の登録に関する事項を定め、適切な食材の供給を図るためこの要領を定める。

第2条 納入業者登録申請条件

納入業者の登録を申請する者は、次の条件を具備しなければならない。

（1）立地条件

- ア 浜松市内、またはその近隣に営業所があること。
- イ 製造加工をする食品については、浜松市内またはその近隣に製造加工の設備があること。ただし前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要な数量の調達が困難な食品はこの限りではない。

（2）経営規模

- ア 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。
- イ 相当数の常雇従業員を有し、常時営業を続けていること。
- ウ 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、輸送能力および電話施設があること。

（3）信用状況

- ア 営業経歴が正常で、経営状態が良好であること。
- イ 確実な取引先を有し、広範囲に販売されていること。
- ウ 食品に関する法律、並びに諸規程が遵守されていること。
- エ 2年以上同種の営業を継続していること。ただし理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- オ 納税義務が完全に履行されていること。

（4）衛生状態

- ア 保健所の衛生監視成績が良好であること。
- イ 従業員の健康管理が十分行われていること。
- ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

（5）供給能力、その他

- ア 仕入および製造、加工能力が相当広大で、所要量をみたしうること。
- イ 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できること。
- ウ 学校給食をよく理解し、誓約書に記載された内容を遵守すること。

第3条 申請書の提出

浜松支部学校給食用食材納入業者の登録を受けようとする者は、この要領第2条に定める納入業者登録申請条件に適合し、かつ浜松支部がその必要と認めた者とする。

2 前項の規定に基づき、登録を受けようとする者（以下「申請者」という）は、浜松支部学校給食用食材納入業者登録申請書（様式1号）に同申請書記載の添付書類を添え、浜松支部に提出しなければならない。

第4条 納入業者の決定

前条による申請書を受理したときは、浜松支部において、下記事項につき審査し、学校給食用食材の納入業者として適当であるか否かを決定しなければならない。

- (1) 施設および設備
- (2) 資力および信用程度
- (3) 従業員および輸送力
- (4) 衛生状態その他

2 浜松支部は、納入業者の適否の判定を付して理事長に報告するものとする。

第5条 納入業者の登録

理事長は前条により適格者と決定された者に対しては、浜松支部学校給食用食材納入業者登録通知書（様式2号）を交付する。

- 2 登録通知書の交付を受けた業者は誓約書（様式3号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 浜松支部は、誓約書を提出した業者を浜松支部学校給食用食材登録業者（以下「登録業者」という）として台帳に登録し、浜松支部の取引の相手とする。

第6条 納入業者の登録期限

納入業者の登録期限は、指定した1年間とする。ただし、理事長は必要に応じて登録期限を短縮することができる。

第7条 登録の取消及び変更

登録業者が次の各号の一に該当する場合には、浜松支部は登録を取消すことができる。

- (1) 浜松支部との契約及び支部の指示に違反したとき
 - (2) 登録基準に適合しなくなったとき
 - (3) 法規又は監督庁の命令により業務の執行を停止させられたとき
 - (4) 納入業者から登録辞退の申出があったとき
 - (5) 平素の製品が著しく不良のとき
 - (6) その他理事長が特に、登録の取消または変更の必要を認めたとき
- 2 登録業者は次に掲げる事項に該当した場合は、すみやかに浜松支部に届け出なければならない。
- (1) 身分上に変動を生じたとき
 - (2) 業務内容に異動を生じたとき
 - (3) 取扱品目を変更するとき
 - (4) 事業所内に伝染病が発生したとき

第8条 登録業者の調査

浜松支部は登録業者の給食用食材取り扱い状況に関し、必要に応じ調査、または報告を求めることができる。

第9条 この要領は、平成24年4月1日より実施する。

附 則

- (令和 3年10月 1日一部改正)
- (令和 5年 1月16日一部改正)